

【市長あいさつ（要旨）】

本日の案件は、令和2年小牧市議会第4回定例会の提出予定議案である。上程議案数は、条例案6件、一般議案4件、補正予算案10件、人事案1件の合計21件を予定している。

また、小牧市にぎわい広場の設置及び管理に関する条例の制定について、及び新型コロナウイルス関係についてもあわせて発表する。

【説明要旨】

【令和2年小牧市議会第4回定例会提出予定議案について】

【条例案】

《小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例の制定について》

地方税法の改正に準じ、小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例のほか、記載の3条例について所要の規定の整備を行うものである。

《小牧市にぎわい広場の設置及び管理に関する条例の制定について》

中心市街地の魅力及びにぎわいを創出し、並びに市民交流の促進及び地域の活性化に寄与することを目的として、小牧市にぎわい広場を小牧市中央一丁目521番地に設置するとともに、広場の設置及び管理について必要な事項を定めるものである。

《小牧市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について》

歯と口腔の健康が市民の健康で質の高い生活にとって基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の保持及び増進に寄与することを目的とするものである。

《小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準を見直すものである。

《小牧市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について》

愛知県遺児手当支給規則の改正に準じ、災害その他やむを得ない理由により遺児手当の受給資格の認定の申請及び支給要件に該当する児童に変動

を生じたときの届出をすることができなかつた場合における遺児手当の支給期間及び手当の額の改定の特例を設けるものである。

《小牧市東部まちづくり審議会条例の制定について》

東部地域のまちづくりに関する計画の策定及び推進に関する事項を調査審議するため、附属機関を設置するものである。

【一般議案】

《事故に係る損害賠償の額の決定について》

小牧市民病院における事故に係る損害賠償の額を決定するもので、その額を議案第125号については2,587万1,552円、議案第126号については330万円と決定するものである。

《小牧市味岡児童館の指定管理者の指定について》

一般社団法人なないろにこりを令和3年4月1日から5年間指定するものである。

《小牧市北里児童館の指定管理者の指定について》

株式会社小学館集英社プロダクションを令和3年4月1日から5年間指定するものである。

【補正予算案】

●概要

一般会計では、補正前の額に10億3,119万1,000円を追加し、815億9,194万8,000円とし、特別会計では、国民健康保険事業特別会計をはじめ6会計で7,523万7,000円を追加し、259億2,233万5,000円とするものである。

病院事業会計では、収益的収入で3,027万2,000円を増額し、220億8,115万2,000円とし、収益的支出で2億1,759万2,000円を減額し、248億1,149万6,000円とするものである。

水道事業会計では、収益的支出で1,425万円を減額し、28億6,478万円とするものである。資本的支出では443万7,000円を減額し、16億7,030万4,000円とするものである。

下水道事業会計では、収益的支出で160万9,000円を減額し、31億380万9,000円とするものである。資本的支出では164万9,000円を増額し、17億6,682万5,000円とするものである。

《令和2年度小牧市一般会計補正予算（第11号）》

「議員報酬」

新型コロナウイルス感染症支援策の財源に充てるため、減額するものである。

「議員調査研究事業」

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、県外への委員会行政視察をとりやめたことにより減額するものである。

「通信運搬費（文書集配事業）」

新型コロナウイルス感染症の影響等を受けて郵便物等が増加したことに伴い、郵便料金が不足するため増額するものである。

「コミュニティセンター施設整備事業」

西部コミュニティセンターの第2駐車場として借地している用地を購入するため計上するものである。

「環境事業基金積立金」

レジ袋削減協議会参加事業者であるイオンリテール株式会社東海カンパニーからのレジ袋収益金による寄附があったため、環境事業基金に積立てるものである。

「福祉総合システム修正委託料」

障害者総合支援法改正に伴う令和3年4月からの制度改正に対応するため、システムを修正するものである。

「介護給付事業」「訓練等給付事業」「児童発達支援等給付費」

当初の見込みより利用人数や利用日数などが増加していることから増額するものである。

「返還金」

令和元年度の清算に基づくものである。

「児童扶養手当システム修正委託料」

児童扶養手当法施行令の改正に伴う令和3年3月からの制度改正に対応するため、システムを修正するものである。

「生活保護費」

扶助世帯数が当初の見込み以上に増加しているため、増額するものである。

「消耗品費（健康生きがい推進事業）」

地域の医療機関で新型コロナウイルス感染症の診療検査を受けられる体

制となったことで、自宅待機者の増加による日用品等の生活支援物資の需要が増えることが見込まれるため、増額するものである。

「個別予防接種委託料」

65歳以上等のインフルエンザ予防接種について県の補助を受けられることとなり、被接種者の自己負担分がなくなることで被接種者数の増加が見込まれるため、増額するものである。

「こまき応援寄附金推進事業」

寄附額を当初の6億円から12億円に見込んだことにより、その経費を増額するものである。

「土地区画整理事業特別会計繰出金」

各特別会計の人件費の減額によるものである。

「東部まちづくり審議会委員報酬」「東部振興構想等策定事業」

東部振興構想について調査審議を行う委員に対する報酬と審議会運営に必要な経費を計上するものである。

「小学校施設営繕事業」「中学校施設営繕事業」

学校給食衛生管理基準を満たすため、各小中学校の配膳室に空調機を設置するものである。

「人件費」

人事異動等に伴う調整を行うものである。

「こまき応援寄附金関係の基金積立金」

8月1日から10月18日までの期間に7,347名からいただいた寄附金について、寄附された方々の意向に沿って各種基金に積立を行うものである。

■繰越明許費補正

「小学校施設営繕事業」「中学校施設営繕事業」

各小中学校の配膳室に空調機を設置するものであるが、事業の年度内完了が見込めないため、繰越すものである。

■債務負担行為補正

「(仮称)第3老人福祉センター建設事業土地評価調査委託事業」

令和3年4月中旬をめぐりに建設予定地内の土地の売買契約を予定しており、売買金額を算出するための調査期間が必要であることから設定するものである。

「味岡児童館管理運営委託事業」「北里児童館管理運営委託事業」

指定管理者の指定をするにあたり、指定期間が複数年度にわたるため、

その間の指定管理者への委託料の支出が見込まれるため設定するものである。

「休日急病診療所医療事務等委託事業」

小牧市医師会で運営している休日急病診療所の医療事務とがん検診二重読影の受付事務について市で委託運営しようとするもので、その受託者の準備期間を確保しようとするものである。

**「道路側溝補修事業」「道路舗装新設事業」「道路側溝新設事業」
「河川水路整備事業」**

公共工事の発注時期を平準化し、建設業者の経営の効率化や安定化、競争性の向上などのため設定するである。

**「公民館窓口業務等委託事業」「まなび創造館スポーツセンター管理
運営委託事業」**

業務を委託するにあたり、その受託者の準備期間を確保しようとするものである。

**《令和2年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》
「返還金」**

令和元年度等の清算に基づくものである。

**《令和2年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正
予算（第1号）》《令和2年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区
画整理事業特別会計補正予算（第1号）》《令和2年度尾張都市計画事
業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）》**

いずれも人件費の補正である。

**《令和2年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》
「介護保険システム修正委託料」**

介護報酬改定等に伴う制度改正に対応するため、システムを修正するものである。

「返還金」

令和元年度の清算に基づくものである。

**《令和2年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》
「後期高齢者医療システム修正委託料」**

所得税法等の改正に伴う制度改正に対応するため、システムを修正するものである。

「保険料等負担金」

令和元年度分の保険料確定に伴う広域連合への保険料等負担金の増額である。

《令和2年度小牧市病院事業会計補正予算（第2号）》

「収益的収入補正」

医療事故損害賠償金の支払いに伴う損害保険会社からの保険金の増額である。

「収益的支出補正」

人件費の減額及び医療事故による損害賠償金の増額などである。

《令和2年度小牧市水道事業会計補正予算（第3号）》 《令和2年度小牧市下水道事業会計補正予算（第1号）》

人件費の補正である。

【人事案】

《小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について》

委員高木伸二氏の任期満了に伴い、後任者に同氏を選任しようとするものである。

【小牧市にぎわい広場の設置及び管理に関する条例の制定について】

小牧市中央図書館、こまきこども未来館と小牧駅前をつなぐ快適な歩行者空間として整備される幅員16メートルの市道歩専1号線に、中心市街地の魅力及びにぎわいを創出し、並びに市民交流及び地域の活性化に寄与するため、「小牧市にぎわい広場」を設置し、イベントの開催など積極的な活用を図るため条例を制定する。

広場のコンセプトは、この広場では、イベントやマルシェ、キッチンカーなど、多くの方々に気軽に利用していただき、日常的なにぎわいの創出を目指す。駅から中央図書館・ラピオ・こども未来館へとつながる歩専1号線に、人々が集い、日によって様々な活動が繰り広げられ、ワクワク感が生まれる広場をコンセプトとする。

広場を東西でA区画、B区画と分けて設置し、使用料はそれぞれA区画が1時間あたり360円、B区画が1時間あたり240円であります。

A区画では、キッチンカーを中心とした飲食関連の利用を考えている。B区画においては、マンションや図書館内のカフェが併設していることから、ワークショップやフリーマーケットなどの利用を考えている。

午前7時から午後9時までの利用で、1時間単位での利用が可能である。

4月1日に運用開始する予定で、今後は、広場の利用が始まることを市民、市民団体、事業者などに周知したいと考えている。

【（仮称）小牧市新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例について】

小牧市は、小牧市民憲章に「感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう」を掲げ、人権尊重の精神をまちづくりの基本に取り組んでいる。

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界へ感染が拡大し、日本国内においても全国的かつ急速な蔓延により市民の生命や健康を脅かしている。

一方、全国的にインターネット等で感染者に対する誤解や偏見から発生する差別事案が確認されている。これらは重大な人権侵害であり、感染者や御家族、関係者への誹謗中傷は許されるものではない。

新型コロナウイルスについては、普通にしている人が感染し、どこで感染したかわからないという感染経路不明の事案も多く、気をつけて生活していても感染する可能性は否定できない。感染症にかかりたくてかかる方はおらず、誰もが明日は我が身かもしれない。感染した人を責める風潮は改める必要がある。

こうした状況を踏まえ、一人一人が互いを思いやり、人権尊重および個人情報やプライバシーの保護に最大限配慮するとともに、感染を理由とした偏見や差別的な言動に同調したり、根拠のあるなしに関わらず情報を拡散させたりすることなく、正しい理解と正確な情報に基づき行動し、人権侵害被害等を出さないために、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、一人一人が、社会を支えるすべての人に感謝の気持ちを持ち、互いに支え合うまち小牧を実現するために条例を制定するものである。

なお、条例制定までの経過としては、現在、パブリックコメントを実施

中である。パブリックコメント終了後、令和2年第4回定例会に上程し、議決されたら、公布の日をもって施行日とする予定である。

【在留関係相談の開設について】

当市では現在、ポルトガル語、スペイン語、英語で対応できる外国人相談員2名を配置し、在留外国人からの様々な相談に応じている。令和元年度には264件の入管や在留に関する相談を受付けた。

しかし、入管や在留に関する相談は専門的な知識が必要であるため、現在は、市役所にて取得可能な書類などの一般的な案内は行っているが、それ以上の対応については苦慮している。さらに、入管や在留に関する制度は、特定技能の在留資格の創設や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特例が設けられるなど一段と複雑化しており、今後もこの相談の増加が見込まれる。

このため、名古屋出入国在留管理局の協力のもと、在留関係相談窓口を開設し、相談体制の充実を図ることとした。

この在留関係相談の概要は、相談時間は、月1日で、1日あたり4人まで相談を受付ける。相談時間は、1コマ45分で予約制とする。

相談員は、名古屋出入国在留管理局より職員を派遣していただき、当市の通訳または自動翻訳機を活用して、多言語対応に努める。

他市の状況を名古屋出入国在留管理局に確認したところ、在留関係相談は、東海4県において、それぞれの県の国際交流協会で行っており、市町村において定例の相談機会を設けるのは初めての事例となるということである。

12月より広報及びウェブ受付を開始し、12月23日と来年1月13日に試行実施をする予定である。その試行実施の中で手順などの課題を洗い出し、改善等をした上で来年4月から本格実施していく予定である。

【小中学生への手指消毒用消毒液の配布について】

今後、空気が乾燥し、寒くなる季節となり、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大、インフルエンザの同時流行が懸念されるため、小中学校における感染対策として、全児童生徒に手指消毒用消毒液を配布する。

消毒液はジェルタイプで、内容量60ミリリットルの手のひらサイズである。携帯用ホルダーが付いており、かばんや服のポケットなどにとめて外

出時に携帯ができる。

配布対象は、市内小中学校に通う児童生徒12,880人で、今週中に各学校に納品され、今週末までにすべて配布する予定である。

購入費は546万円余で、補助率が2分の1である文部科学省の補助金を活用する。

この消毒液の配布により、児童生徒の手指消毒の習慣化、感染予防の意識づけ、新型コロナウイルス・インフルエンザの感染予防を行っていきたいと考えている。